

[事案 2019-205] 未経過保険料返還請求

・令和2年4月1日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の説明不足を理由に、未経過保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成19年10月に契約した終身医療保険について、以下の理由により、解約の意思表示をした平成30年12月以降の未経過分の保険料を返還してほしい。

- (1)保険料を長年年払いで支払っていたが、保険会社から、支払方法を月払いに変更することで、万が一解約した場合に未経過保険料が返還されないリスクを軽減できることの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保険料が年払いの契約について、保険料期間の途中で解約された場合に保険料の返金がないことは、契約申込時に申立人に交付されたしおりの中で説明している。
- (2)申立人は、契約の途中でも、保険料を月払いにすれば不利益を避けられることを説明すべきだったと主張するが、そのような義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取の実施を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社に、保険料支払方法を月払いに変更すれば未経過保険料が返還されないリスクを軽減できることを説明する義務があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。